

添付書類(地方税法施行規則附則第7条第9項の規定に基づく書類)

- 1 納税義務者の住民票の写し(市内に住民登録し、表面の世帯区分等状況確認に同意された方は省略可)
- 2 改修工事に係る明細書(改修工事の内容及び費用の確認ができるもの)及び領収書(改修時費用を支払ったことを確認できるもの)
- 3 改修工事箇所の写真
- 4 次の助成制度や助成事業を利用して改修した場合はその決定(確定)通知書の写し
 - ・ 山形市在宅介護支援住宅改修補助事業(高齢者及び障がい者)
 - ・ 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給(要支援認定者及び要介護者)
 - ・ 山形市住宅改修費給付事業(障がい者)
- 5 該当する区分に応じた書類
 - ・ 65歳以上の高齢者 …… 住民票の写し(表面の世帯区分等状況確認に同意された方は省略可)
 - ・ 要介護及び要支援認定者 …… 介護保険の被保険者証の写し
 - ・ 障がい者 …… 精神障害者手帳, 療育手帳, 身体障害者手帳, 戦傷病者手帳, 医師や厚生大臣, 市町村長の認定証の写し等

改修工事(地方税法施行令附則第12条第29項の規定に基づき, 国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事)

- 1 介助用の車いすで容易に移動するため通路又は出入り口の幅を拡張する工事
- 2 階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに限る。)又は改良によりその勾配を緩和する工事
- 3 浴室を改良する工事であって, 次のいずれかに該当するもの
 - イ 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
 - ロ 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
 - ハ 固定式の移乗台, 踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
 - ニ 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し又は同器具に取り替える工事
- 4 便所を改良する工事であって, 次のいずれかに該当するもの
 - イ 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
 - ロ 便器を座便式のものに取り替える工事
 - ハ 座便式の便器の座高を高くする工事
- 5 便所, 浴室, 脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- 6 便所, 浴室, 脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事
(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては, 段差を小さくする工事を含む。)
- 7 出入口の戸を改良する工事であって, 次のいずれかに該当するもの
 - イ 開戸を引戸, 折戸等に取り替える工事
 - ロ 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
 - ハ 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
- 8 便所, 浴室, 脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事